

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年12月12日
事業者の氏名又は名称	株式会社アイネット(法人番号8480001003789)(代表者 村上さやか)
事業者の所在地	徳島県徳島市川内町大松252番地の1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市川内町大松252番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年9月27日及び同年10月5日、監査方針に基づき監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(4)運転者等に対する点呼の記録簿に不実記載を行っていたこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(5)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p> <p>(6)運行管理者の補助者の解任を届出していなかったこと(運輸規則第68条)</p>
当該違反点数(営業所)	11点
違反点数(事業者)	13点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。